

前橋家庭裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成29年2月13日(月)午後1時30分～午後3時30分
- 2 開催場所 前橋地方・家庭裁判所大会議室
- 3 出席者

(委員)

石原栄一委員, 梅枝紀子委員, 懸川武史委員, 片野清明委員, 金田貴委員,
関口雅弘委員, 高浦孝好委員, 築雅子委員, 角田淑江委員, 藤平和吉委員,
舟根登志子委員, 若木香織委員, 沼田寛委員, 島田尚登委員(以上14人)

(説明者)

前橋家庭裁判所 安藤成行首席家庭裁判所調査官

同 小島昌幸総務課課長補佐

(事務担当者)

舟木進首席書記官, 田邊雅孝次席書記官, 原田宜子事務局長, 長郷文香事務
局次長, 中澤道夫総務課長, 両角充広総務課庶務係長

4 議事

- (1) 開会のことば
- (2) 委員の交代
- (3) 新任委員のあいさつ
- (4) 意見交換等

テーマ「家庭裁判所における広報活動」

- (5) 次回期日の指定
- (6) 閉会のことば

5 議事経過

- (1) 開会のことば
- (2) 委員の交代

(3) 新任委員のあいさつ

(4) 意見交換等

「前橋家庭裁判所における広報活動の実情について」

前橋家庭裁判所の広報活動の概要，広報イベントとの趣旨，目的，実績及び内容等について説明を行い，裁判所見学会の後に報道されたインタビュー映像の視聴を行った。

質疑応答

○ 委員

法の日週間行事の参加者を見ると，年配の方が関心を持っておられるのだなと思いました。別の行事のときは非常に若い人が来ていましたね。

○ 説明者

裁判所体験ツアーにつきましては，小学生の方も参加されていました。

○ 委員長

自らの手続のために見学するのではなくて，社会の中に裁判所があって，裁判所で何が行われているかを認識して，理解して，裁判所は紛争のない国民には関係がないというのではなくて，広い意味では，お金の面も，制度の立ち上げも，運用の面も国民が動かしているんだという，そういう意識がこの広報イベントの核だと思います。利用する人だけのためではないということで，いろいろな方に来ていただくのはありがたいと思っています。

○ 委員

広報の仕方で，ちょうど税務署がやっているのと同じようなところがあるのですけれども，こんなことを裁判所はやっているというようなことを，年齢層は難しさがあると思いますけども，例えば，高校生とか中学生とか，こんな業務をやっているというようなことを，こちらから出ていって教えてやると。それから例えば家庭裁判所と言えば，遺産相続の手続とか，こういうことがありますよ，相談に来てくださいと行って，本当にいいのだろうかというような疑問も少しあります。国民の皆さんで支えている裁判所

の制度なのだから、こんなことをやっているよというような広報をするのもそんなにメリットがあるのかなという感じがしました。

○ 委員長

若手の裁判官とか書記官，調査官が学校へ出向いて，出前講義のようにいろいろなPRを行ったり，交流の場を設けたりということもあるわけですが，家庭裁判所の場合は，社会の中の少年とか家庭とか限局された部分なものですから，関わり方がなかなか難しいところがあります。おっしゃるとおりもっと飛び込んでみたらというのも貴重な御意見だと思います。

○ 委員

どちらかというと，裁判所からすり寄っていくような部分は余りなくて，もし広報をするならば，裁判所のやっかいになるなど，離婚や相続など，裁判所に来なくても済むように健全な生活を送ってという気はします。

○ 委員長

個人の意見にはなりますが，例えば，離婚の際に何かを約束事を決めるというときには，二人だけで決めるという場合もあるでしょうが，将来に向かって二人の約束として続けていくためにどうしたらいいかという意味では，いがみ合っていない場合も含めて，家庭裁判所を利用されないだろうということもあるかと思います。

○ 委員

法の日週間行事では大分幅広い年齢層の方がいたようにお見受けしました。また，小さい方が参加された行事もあったようなのですけれど，ある程度の年齢層，ターゲットを絞って，開催されているのでしょうか。

○ 委員長

何百人も来るという想定イベントではないものですから，まずは来ていただける方に来ていただくという感じです。ただ，いろいろな年齢層の方たちに，一つのパターンで御説明をするので，不足する面があるだろうという御意見もあるかと思います。ターゲットを絞ってテーマを決めてやるというのも確かに方法の一つかもしれないですね。

ただ手続をいろいろ事前で学んでおこうという人が余りに来過ぎてしまうと、これはこれで混乱してしまうので、フラットな気持ちで、裁判所はこういうところなのだと感じていただくための工夫というか、対応の難しさはあるかと思います。

○ 委員

ポスターで、例えば裁判所見学会と書かれているときに、県民の方は、これは何だろうなというふうになっちゃっているのかなと思います。12月22日のイベントのポスターでは参加対象が書いてあるんですが、10月11日のポスターでは誰が参加対象なのかが分からない。10月11日のポスターには「子供と家庭裁判所」をテーマにして、参加してねと書いてあるけど、どういう対象に投げかけているのかよく分からないので、もっと工夫される必要があると思いました。それと一番気になったのは、何で電話でのお申し込みなのか、ウェブとかファックスでのお申し込みのほうがいいかなとちょっと思った次第です。

○ 委員長

まずタイトルで、「子供と家庭裁判所」というのは何を意味しているのか、これが分かりづらいのではないかと。つまり子供の教育的なものなのか、それとも子供が何か問題を抱えていて来るのか、あるいは夫婦の問題の延長として子供のことが語られるのか、それが分かりづらいのではないかと。おまけにどんな人に来てほしいと思っているかというメッセージも見当たらないと。そんなことを10月11日のポスターを見て、感じられたということですね。申し込み方法については、確かにネットで申し込みたいという方や裁判所まで来て申し込みたいという人もいないとも言えませんね。ネットと関わりを持たないで社会生活を送っている方もいらっしゃいますが、そういう意味では、何かが絞り切れていない、あるいはカバーしきれていないということも、今のお話にはにじみ出ていたかと思います。

○ 委員

このポスターの書式そのものの各論もさることながら、その対象を少し絞ることは大事なのかなと感じました。といいますのは、恐らく推測するところで、例えば成年後見

人制度というところでは、実際身近な問題として感じておられるような方がたくさん来られたり、あるいは大学の学生目線で見ると、例えば将来法曹界で活躍してみたいという学生が、判事さんから話を聞いてみたいなんていうことで来られたりするかもしれないので、相手の層を絞った上で内容を吟味して、こういうものが提示できると、また変わってくるのかなと思いました。もっと言えば、実は5月に、私もちょっと行ってみたいと思っていたのですが、講義があるから行けなかったもので、平日開催というところだとやっぱり対象が限られるだろうと。百歩譲って学生相手であれば、夏休みとか、そういう時期の開催なんていうのも考えられるかなということで、的を絞ることで、書き方、案内も変わるかなと。

○ 委員長

例えば裁判所体験ツアーで、家庭裁判所調査官コースというような形で絞った形で書いてあるほうが、まだ目につくということですね。

○ 委員

はい。つけ加えて、恐らくこういうものに応募されてくる方は、相当意識の高い方だと思います。そういう方は、多分ウェブ上で、御自身でサイトにアクセスされると思いますが、逆に言うと、そうではない一般の方が裁判所のホームページにアクセスしてということは、ちょっと難しいかなと。そういう中で、先ほど参加された方の感想を聞いていて、私は、あっと思ったのですが、判事さんや職員の方々の生の声というのですか、一般論だけではなくて、仕事をしていて、実はこういうところを難しく感じているのだとか、世の中のこういうところは、こうなってくれるといいと思っているというような、何か生の声が聞けると、非常に満足されるのかなと考えております。それから、その意味では、参加型であったり、ディスカッションができるような内容が持ち込めたりすると、ちょっと行ってみようかなという方向に行きやすいのかなと。

○ 委員長

裁判所は判断機関で、何かあったら判断を示すと。逆に言うと、一般的なお話をするときには、将来的な判断も含めて、具体的なことに影響しないような形で物事を行わな

ければいけないという面もないとは言えなくて、例えばこれがあればこうなりますとは言えない。そうでないと、具体的な材料、それからテーマを踏まえながら公平に判断するという裁判所の機能から若干逸脱しかねない、あるいは裁判所自身は逸脱しているとは思わないけれども、個人的にはと言いながら、裁判官、書記官がこう言っていたというのが広がっていくと、あそこの裁判所のこの人のところに行けばこうなるみたいなバイアスがかかって、おいでいただいたときに話が違うじゃないかということになってしまうと、またこれは困ることです。手続の説明や案内はできるけれども、個々の事件の相談はできないという線引きがなされているところが難しさだと思います。ただ、いずれにしても、対象を絞り切れていないのではないかということでは、貴重な御意見をいただいたと思います。

○ 委員

ポスターだけ作って人を集めようというのは今どき甘くて、人を探して、そこに行って、呼びかけていかないとだめなんですよ。ウェブを使ってといっても、そんなに人は来ないんで、仕方がないから、興味のありそうな団体等に出向いて行って、ぜひ来てくださいというふうにして来てもらう。毎日県内だけでも100ぐらいイベントがありますから、そこそこ来ているなら十分かなという気もしています。当社において書いた記事はベタ記事といって、そんな大きな見出しがつくわけではなくて、こういう見学会に限らず、精神障害者の父兄の方の相談会だとか、難病の会の相談会だとか、意識を持って新聞を読まれる方は、毎年そういうのを気にされている方ということなんで、固定的にいらっしゃる方が多いです。ただ、本当に広報をやろうとするのならば、今どきの機関で、見学会を年に3回だけというのはないんですよ。本当に応募してもらいたいのであれば、毎年なり毎月なり、来たい人いつでもウェルカムで受け入れる体制にしなければいけないんですよ。でも、裁判所がちょっとした揉め事でも、何でも裁判所に来てくださいねという司法社会に持っていこうとしているのではないとするならば、3回ぐらい、今どきの公的機関としては、今やっているぐらいがほどよいところかなという気もしたりしています。

○ 委員長

裁判所が司法社会云々という政策をリードしようということはないので、ここはちょっと違うところかもしれませんが、参加者の数を見たときに、少ないと見るか、多いと見るか、ほどほどと見るか、裁判所のほうからすると、一つのイベントで30人も来てくれるのはありがたいことだなと思うところも実際にあるところです。

○ 委員

毎月1回ぐらいあって、五、六十人が来るぐらいはあってもいいかなという気がしますけれども。

○ 委員長

1回五、六十人。

○ 委員

はい。年に1回しかないのに数十人というのはちょっと寂しいような気がしないでもないです。

○ 委員長

ポスターなり材料を持って、記事にしてほしいと依頼差し上げたときに、どれぐらいの時間で記事になるものなのでしょうか。

○ 委員

余り早くもらっても、読む人は忘れちゃいますから、1週間前、2週間前ぐらいに出るのが何となく具合はいいのかなという気はしまして、資料をお預かりするのは1カ月前でも3週間前でもいいのかなと。

○ 委員長

掲載されてからの期間が長ければ長いほど人が来るのかなという感想もあつたのですが、けれども、やっぱり1回、1週間前ぐらいが良いタイミングという感じなのですかね。

○ 委員

上毛新聞のことを言いますと、2週間か3週間前ぐらいに一度記事に入れて、翌日あるイベントは全部基本的に「ぱれっと」という欄に整理して、もう一回出すようにはし

ています。最初にちょっと記事に目をとめてもらって、直前にもう一回出すというようにしています。

○ 委員長

そういうあたりはプロの手法というのがあるのだらうなと感じます。話は変わりますが、例えばこういうイベントが行われた後に、テレビ放送でこういうのがありましたというのがスポットで出たりしていると、一般的な報道以上に次につながるのかなと思うのですが、放送に携わっておられる委員は、どういうふうにそのあたり見てますでしょうか。

○ 委員

ニュースになるとならないでは違うと思いますけど、ただ、NHKの場合で申し上げますと、1日20分という短い中で、それが入ってくるのかどうかはそのときの判断になりますので、なかなかちょっと断言はできないです。ちょっと質問したかったのですが、どのくらいの応募者に対して、参加者どのくらいなのでしょう。

○ 委員長

応募者そのものが少ないといえます。

○ 委員

先ほど曜日の話が出ましたけれども、これ全部平日ですよ。だから、そもそも対象にしているのが誰なのかという議論があるんですけども、もともこの曜日だと、はなから何か限定されてしまっているのかなと。土日は難しいということなのでしょう。どうしても私たちがイベントを考えるときには土日で、どちらかというとお子さん連れて、親子連れで体験してもらおうというようなケースが多いので、そうすると土日に設定してということをおもいました。

○ 委員長

事件処理自体も、平日以外にしてほしいという要望がちらほら以上に出ているのは確かです。やっぱりそのイベントの日程の設定の仕方に、人を集める材料がちょっと欠けているのかもしれない。そもそもテーマの設定ですが、憲法週間とか法の日週間という、

イベント自体がちょっと固い感じですがけれど、肝心のテーマの設定というのをどうしたらいいのかというところがなかなか難しいところで、憲法週間とか法の日週間、あるいはその他のイベントで、こういったテーマでやったらどうかというダイナミックな御意見をいただけたらと思いますがいかがですか。

○ 委員

そういう意味では、裁判所ってこんなところみたいな感じでやるのが、ウェルカムという感じが出てくるのでいいのかなど。そして来た人たちにこんなこと体験できますよということで、こんなことだったらこんな相談できますよとか、その場でも相談に乗るとか、インフォメーションするとか、そういうのはありかななんて思いました。もう少しやわらかい何かキャッチコピーをつけたらどうかなど、そんな感じはしました。

○ 委員長

やわらかいキャッチコピーというのは、どんなものがありますか。

○ 委員

例えば裁判所はこんなところですよというところで、一度は見ておくとか聞いておくとかして損はありませんよという感じのところがあるのかなというふうに思います。

○ 委員

テーマとしては、いろんなテーマが考えられると思うのですがけれども、自分はどうしても方法論にこだわって、ちょっと二、三、感想もあわせて発言したいと思います。まず、利用しやすい家裁というPRとおっしゃっていますけれど、なかなか難しいかなと。ただ、社会福祉協議会みたいな組織もそうなのですが、もともと税金でやっている組織については、自分たちの存在意義が最近いろんな場面で問われている、こういう動きになっているところなので、そういう意味では、苦労されているというのはよく分かったんですけども、やっぱり非常に機械的というか、形式的というんですか、失礼な言い方になってしまうんですけども、広報をやったという形をとりたいみたいなイメージがどうしても出てくるので、もし本当にやるのであれば、群馬県の県民の人に、この前後でしっかりマスコミに取り上げていただいて、たとえ30人の集まりであっても、その

後にテレビあるいは新聞でもって結果を出してもらおうということで、やっていくこと自体がPRになるということもあります。もう少し対象を特定して、例えば子供たちの社会科ツアーなんて県庁にいっぱい来ていますけれども、地裁や家裁には来ているのだろうか、いろいろなことが考えられると思うんですね。裁判所に足を運ぶ人は少ないとしても、狙いを絞れば、きっとマスコミの人たちにも取り上げてもらえると思うんで、そのような形で自分たちの存在をPRされるという工夫の余地がいっぱいあるんだなというふうに感じました。せつかくこれだけのことをやっていらっしゃるのであれば、ぜひ対象を特定して、あるいはその前後でマスコミにうまく協力をいただいて、PRすることができるようになればと思います。

○ 委員長

どうもありがとうございます。同じ悩みを抱えているということで。テーマの設定というのは、余り細かくすると難しいし、大き過ぎると何か捕まえどころがないみたいないところがありますかね。

○ 委員

先ほど触れたように、裁判所ってどんなところみたいないところだと、いろんな相談機関がいっぱいあるんで、例えば特定の案件なんかでもって、こういうテーマでやるんで、これに関係する相談機関の相談員の皆さん集まりませんかみたいないという、そういうことってあるといいなと思うんです。

○ 委員長

直接投げかけるのではなくて、同じような仕事をされている方に投げかけた上で、そこを通じて、広く広報という形でやっていくということでしょうか。

○ 委員

そういうのも一つの手法だと。

○ 委員長

確かに自らやらないとやっているという証明にならないみたいないところがあつて、なかなか難しいところですが、身近に感じてもらう、利用しやすいというようなことでや

っておりますけれども、裁判所と同じくいうか、施設になかなか訪れにくい検察庁としてはどんな感じですか。

○ 委員

検察庁もいろいろ広報をしております、今も裁判員裁判関係の広報やっております、裁判員の皆様に分かりやすいプレゼンしようということを苦勞しているところでございます。私も裁判員裁判の関係などのアンケートを見て思うのは、やっぱり頭のいい方々が作られたものなのだなと、このチラシを見ると思うんですね。といいますのは、とても文字が多いので、あと前提となっている言葉が、例えば家事調停とか、調査官とか書記官という言葉は、裁判所に来る方とか法曹関係者であれば分かるかもしれませんが、家事調停って何という話があると思います。それから家裁調査官の関係では、例えば子供と家庭裁判所ということで、家裁がつけられたパンフレットのほうだと、少年事件、家事事件で家裁調査官が子供の心に寄り添っていろいろ対応していますよということがあるので、そういったほうが分かりやすいのかなという気が私はしていました。あと、誰に向けて広報しているのかというのが、いろいろ問題があるかと思うのですが、例えば成年後見人制度であれば、市民後見人という方々の関係について広く県民の皆様に御理解いただくということもあるでしょうし、少年事件の関係であれば、犯行があって、例えば調査官などに調査していただいて、また社会で受け入れていかなければいけないので、調査官はこういうことをやって、ここに対してまたこういうふうに行っているということについて知っていただくということは、検察官の立場とも同じかなと思っております。私は非常に家裁調査官の方を信頼しております、自分が担当しているときには、調査官の方など、家裁の方がいろいろ聞いてくださるから、必ず調査官にお話くださいとっております、そういった役割を持っているということを、県民の方に知っていただくのが大事かなと思います。ちょっと気になっているのが、ポスターに文字が多いという話がありまして、何か文字が真ん中に全部寄っているんですね。真ん中視点で、変化していないのは何でなのかなと思ったりとかもしています。検察庁が作っている犯罪被害者の方々へというパンフレットも結構文字が多いので、大体何回か御説

明するようにはしているんですけども、やっぱり後々言われるのが、つらいときにいろいろ見ても、文字が多過ぎると分かんないって言われるので、ちょっとパンフレットの関係とかは難しい話かもしれないなと思います。ただ、これは私たちも裁判員裁判のときにいろいろ言われている立場でございますので、裁判所職員の方も本当に御苦労されているなと考えております。

○ 委員長

ありがとうございました。利用しやすいとか、理解してほしいというところを考えたほうがいいんじゃないかなと。あと、家庭裁判所においでになる方、あるいは利用しようかな、どんなところかなと思っている方のいくぶんかは高齢者の方というところもあるのですが、その兼ね合いで、PRの仕方、手続の案内で何か感じられることってありませんか。

○ 委員

高齢者の方というお話がありましたけれども、いろいろな行政が高齢者に今すごく手厚くしています。私のところでは今は母子家庭の方たちが、子供の貧困ということでいろいろ言われていますけれども、そちらのほうに一生懸命になっているところです。後見制度というのは、なかなか浸透していません。パンフレットとか、高齢者はほとんど目を通しておりません。社協関係とかいろいろと届きますけれども、皆さん積んだままになっていて、目を通さないというか、理解がちょっと難しいかなという感じがあるんですね。だから、各市町村で心配事相談ということをやっていることがあるんですが、心配事相談に行かれる方も、なかなか体が思うようにできませんので、ちょっとその辺が今大変かなというふうには感じております。

○ 委員長

先ほど来、誰を対象とするのかというときに、非常に千差万別の方がおられるわけで、何をやったらいいのかは難しい問題なのかなと。おまけにテーマもいろいろと仕分けをしていくと、難しいのかなという感じはあるのかもしれませんが。そこら辺は、今のお話踏まえながら、今後のPR、広報活動に努めていきたいと思っております。グループサイトの

活用等を含めて、県警のほうでもいろいろPR活動はされているところだと思いますが、特に気をつけている部分などについてお話があるとありがたいのですが。

○ 委員

警察の場合も同様でございます、やはりいろんなよい例を取り入れるということで、まず人のまねをするということでございます。それと、イベント等に参加していただいた方に感想を伺う。例えば今回30人出席されたのであれば、このチラシを見ましたかとか、あるいはそのチラシで、どういうふうに思ったかというふうなことをいろいろ聞いて、そういったことを次回からやらせていただくということも一つの方法だというふうに思っています。我々警察では、よくそんなことをしているところです。

○ 委員長

ありがとうございます。自前で全てやることはなかなか難しいんですけれども、何か手仕事というか、みんなで作っているところもあります。ところで、実際、裁判所で本人に手続案内しているつもりでも弁護士さんのもとに行くと、実は手続についてほとんど分かっていないみたいなことはあるのではないかと思います。そういうこちらのPR、広報活動が活かされているのかどうか感じられた経験ってありますでしょうか。

○ 委員

私の個人的な経験から言いますと、裁判所で行っているPRは、非常に質のいい広報活動しているんじゃないかなというのが個人的な持論です。例えばお手元にあるパンフレットなどを見ますと、それぞれの手続ですとか、制度が非常に要領よくまとめられておりまして、それをぱっと見ると、大体の何をすべきなのか、どんな制度なのか理解しやすくできておりまして、我々も依頼者に説明するときに、そういうパンフレットを利用させていただく。そういう意味では、よくできているかなと。

○ 委員長

ありがとうございます。

○ 委員

一つだけいいでしょうか。広報に関して言いますと、弁護士会もそうなんですけど、

広報ってそんなに要らないんじゃないかという考え方もあります。でも、他方でやはりお困りになっている方もいらっしゃるし、それからある程度の広報というのは、制度を理解していただくときに、とても啓蒙的にもいいということで、その辺のバランスかなという感じがするのです。やっぱりたくさん来ていただけたら、それがいいんだというわけではないので、その辺のあんばいを見てというところが、必要かなという印象を持ちました。

○ 委員長

どうもありがとうございます。まとめの言葉として、ありがたい次第です。いろんな形で広報に接していただければいいと。みんな同じような認識で、広報をきっかけにおいでになる、あるいは広報をきっかけとして裁判所を利用していただければと思います。その他、裁判所が実はこんなこともやっているんだという程度でも、社会の一員として裁判所を遠くから眺めてくださる、広い目で温かく見守っていただける、そういうきっかけになればということも多分この広報には含まれているかなと思います。

「家庭裁判所調査官の業務説明会の現状について」

安藤成行首席家庭裁判所調査官から前橋家庭裁判所における家庭裁判所調査官業務説明会の実施状況について説明を行った。

- (6) 次回期日等について
- (7) 閉会のことば